

河合町告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の通り収納代行事業者を指定したので、河合町会計規則（昭和59年3月規則第2号）第13条第3項の規定により告示する。

平成29年 4月17日

河合町長 岡井康徳

- 1 収納代行事業者に納付させる歳入
河合町ふるさと納税推進事業委託業務契約に基づく寄附金
- 2 収納代行事業者の住所及び法人氏名
東京都中央区日本橋二丁目2番2号
株式会社 さとふる
- 3 収納代行事業者に歳入を納付させる期間
河合町ふるさと納税推進事業委託業務契約書のとおり
(委託年月日：平成29年4月1日)